資料　１

公図について

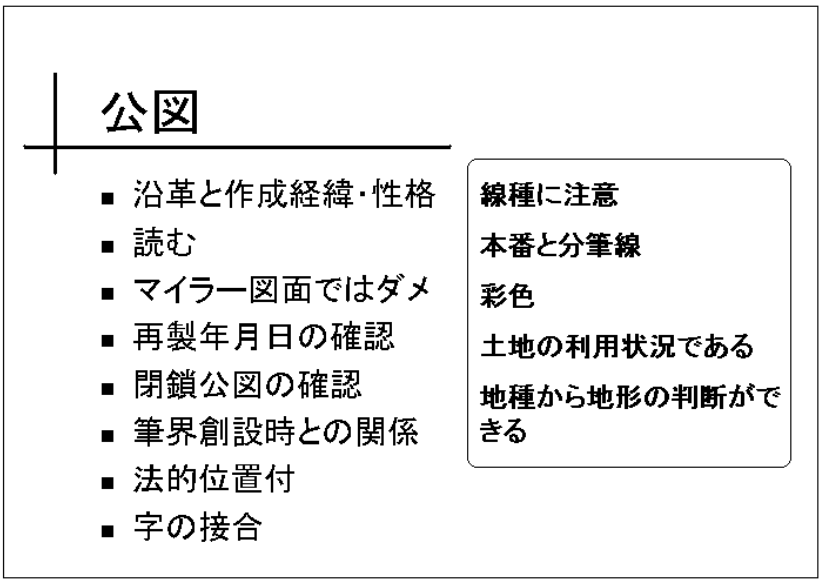

１　公図の種類と精度

法務局に備え付けられている公図には明治又は大正時代に作成された旧土地台帳附属地図，昭和５０年代までに実施された土地改良・区画整理等の換地確定図（以下「換地図」という）・その他大規模な住宅団地等の図面で何らかの事情で不動産登記法第１７条地図に指定されていない地図等がある。

（１）　旧土地台帳附属地図

土地台帳法が施行され，各府県に土地台帳が備えられ，それと同時に台帳に記載された土地を特定する必要から土地台帳附属地図が備えられた。この地図は一般的には明治２０年６月『地図更正の件』の作業によって作成された地図を指すものであるが，府県によっては以下に記述するような取扱いとして土地台帳附属地図としているものがあるので注意を要する。

各会員が所属する会の都府県が当時何府県であり，下記のどのタイプになるのかを知らなければ旧土地台帳付属地図の鑑定の手法が異なることから，注意を要する。

- 改租図を補訂あるいは補訂図をもとに書き改めた地図

- 改租図の方式を踏襲して新規作成した地図

※「近代土地所有権　毛塚五郎　日本加除出版　143 頁表参照」

- 『地図更正の件』により作成された地図
- 『地図更正の件』以前に地押し調査により作成された地図

この他にも問題となるのは作成された当初は，国税の課税資料として使用されていたため税務署が保管したにもかかわらず，登記事務は法務局（当時は，区裁判所）が取扱っていた。

昭和２５年のシャープ勧告により，固定資産税が国税から地方税に変更されたことに伴い，土地台帳事務が法務局に移管され，併せて土地台帳附属地図もまた法務局において備付けられることとなったこと，更には，昭和３５年に改正された不動産登記法に基づく登記簿と土地台帳の一元化作業により，土地台帳事務が廃止され登記簿に一本化されたことがある。

このことは，昭和３５年以前の取扱い，すなわち，徴税の第一の目的とする分合筆に伴う地図の手入れの際の認識と，他方昭和３５年の一元化以降の徴税目的と共に，不動産の権利の明確化を図るとする不動産登記法の理念からの地図の手入れに対する認識の違いがある。また，昭和３５年の一元化実施作業についても，登記所によって実施年度が異なることにより，全国的なばらつきがあり，土地台帳附属地図の精度については，分筆・合筆によって創設された当時の時代背景をも鑑みて総合的な判断を必要とすることを忘れてはならない。

２　公図の正しい見方

前述のごとく公図には問題点が多いが，正しい見方をもってすれば境界鑑定の資料として十分機能するものである。

附属地図のうち市街地・農耕地について見れば現地復元性はないものの，現地の形状・位置関係については概ね正確に描かれているものが多い。(分合筆の経過については前述のとおり）従って，部分的に現地の形状と公図とが相違したとしても，それは作成後に当事者間で境界が変更されたものと見るべきである。それを見極める手段として，住宅地図あるいは空中写真の道路・水路等の位置関係と附属地図の位置関係に着目し，それが一致すれば部分的

に一致しないところは当事者間の合意で境界線が変更され，登記簿に反映されていないと考えるべきである。

山林については位置関係についても疑問のところが見受けられ，極端な例では用紙サイズの都合から，土地の大きさを無視して無理やりはめ込んだと思われるものもある。従ってこの部分については空中写真に頼らざるを得ないのではないかと考えられる。

また，入会権の関係で数十筆に分筆されているものの，それらの筆界については資料がない場合が多く，一般的には入会に関する資料は，当該地の森林組合に保管されていることもある。

以上の外，複製和紙公図およびマイラー化された公図には和紙地図（原図）に記載されていた地目あるいは地積（畝歩）等の参考事項が転記されてないので，鑑定業務について，旧公図の調査は必要である。なお，法務局備付公図だけでなく，市町村等が保管している公図にも着目する必要がある。また，旧公図には地目別に着色してあり，資料としては貴重なものであることを認識しておかなければならない。

土地台帳の沿革と読み方について

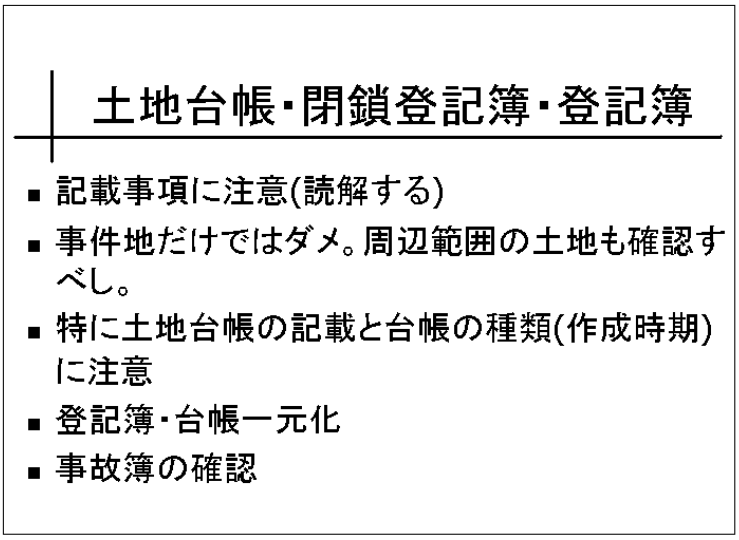

土地台帳は重要な資料として位置づける必要がある。特に一元化以前の分合筆の経過については，登記簿（登記記録ファイル）には全く反映され

ていないので過去の経過を調査するには絶対に必要となる。場合によっては，登記簿以上に重要な情報源である。従って，土地台帳の記載事項について正確な判断ができなければ鑑定結果に影響する場合がある。

これとともに,尺貫法からメートル法への換算等の理解を深める必要がある。,過去の経過を調査するにしても元の畝歩から現在の登記簿の平方メートルに至る経過の解明ができないおそれがあるので，尺貫法についての理解は欠くことのできない知識習得のひとつである。この点については，次に主な用語及びその根拠を簡単に示すが，詳細は資料編の用語解説集を参照されたい。

土　地　台　帳　関　係　資　料

台帳上使用される用語（抜粋）

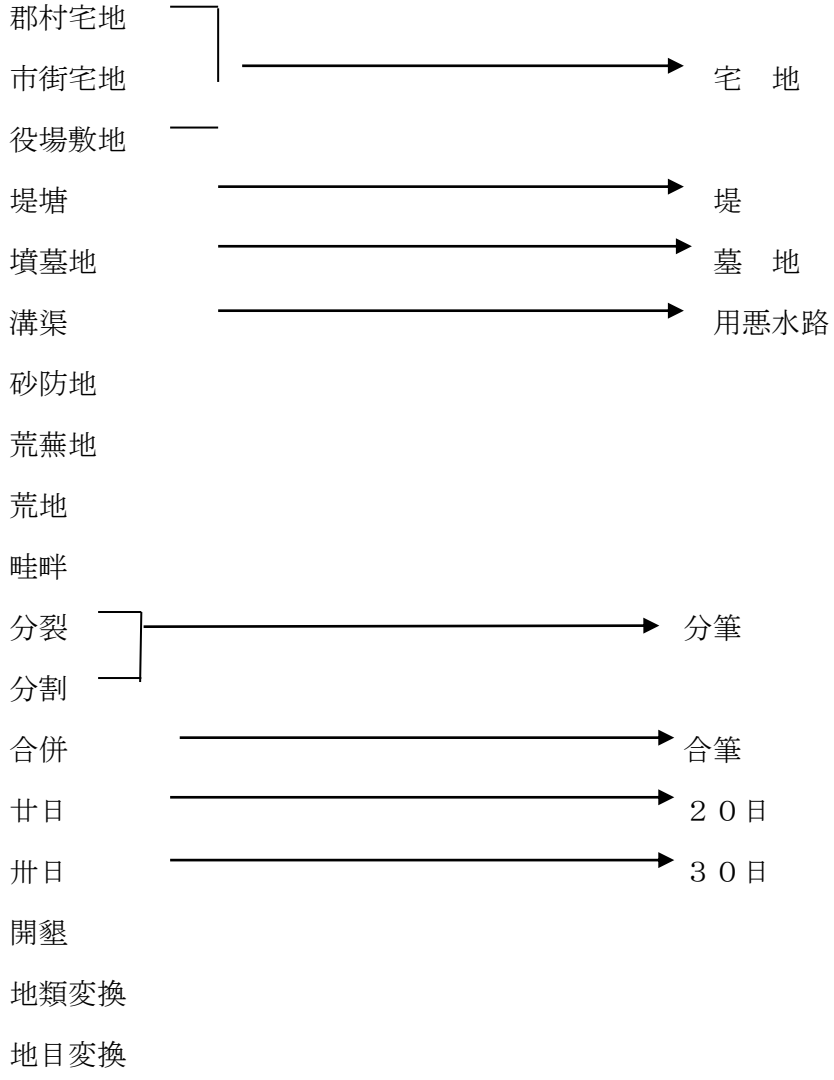

無租地転換　　国有地成・御料地成・上　地・上地道路成・国有道路成

除租

免租地成　　荒地免租・災害地免租

第一種地（課税する土地）

第一類地　田・畑・郡村宅地・市街宅地・塩田・鉱泉地

第二類地　池・沼・山林・原野・雑種地

第二種地（課税しない土地）

1　都道府県，市町村，特別区，これらの組合または財産区の所有する土地

2　国または都道府県。市町村，特別区，これらの組合または財産区が公用または公共の用に供する土地

3　墳墓地

4　公衆用道路，運河用地

5　用悪水路，溜池，堤塘，井溝

6　保安林

7　その他政令で定めるもの

資料　２

土　地　台　帳　制　度　沿　革　略　表

慶応　３年１０月（１８６７）　大政奉還
明治　１年　８月（１８６８）　旧地租法の踏襲を令す
　　１２月　村々の地所もとより百姓もちたることを令す
明治　２年　６月（１８６９）　版籍奉還（府・県・藩の３制）
明治　３年　６月（１８７０）　田税改革義（神田孝平）
明治　４年　４月（１８７１）　戸籍法を制定し，地方の便宜により区画を定め
　戸長，副戸長の制を新設
　７月　廃藩置県（府・県制）
　９月　田畑作付の制限を廃し，耕作の自由を許す
明治　５年　１月（１８７２）　東京府下武家地町地の称廃止
　東京府下地券発行地租収納規則
　２月　地所永代売買の解禁
　地所売買譲渡ニ付地券渡方規則
　４月　荘屋・名主・年寄りを廃し，戸長・副戸長
　を置き，土地人民に関する事件一切を取扱わしむ
　５月　田租改正建議（陸奥宗光）
　７月　地租改正局設置
　一般持地へ地券交付
明治　６年　１月（１８７３）　地所質入書入規則制定
　３月　地所名称区別制定
　７月　地租改正条例制定（納税者は所有者）
明治　７年１１月（１８７４）　地租名称区別改正
明治　８年　３月（１８７５　地租改正事務局設置
　９月　建物書入質入規則制定
　１１月　地券様式の改正
明治　９年　３月（１８７６）　地券台帳様式の統一
明治１１年　７月（１８７８）　郡区町村編成法（郡区長，戸長の職務を定む）
明治１２年　２月（１８７９）　地券書換式を裏書式に改正
　３月　地券様式の改正
　地券取扱順
明治１３年１１月（１８８０）　土地売買譲渡規則制定
明治１４年　６月（１８８１）　地租改正事務局閉鎖
　１０月　各裁判所ノ位置及管轄ノ区画改正
明治１７年　３月（１８８４）　地租条例制定（納税者は所有者質有者）
　１２月　地租ニ関する諸帳簿取扱方ノ件
明治１８年　２月（１８８５）　地租調査の件
明治１９年　８月（１８８６）　登記法制定
明治２０年　１月（１８８７）　地券下附書換手続制定
　６月　地図更正ノ件
明治２１年　４月（１８８８）　市制・町村制制定
明治２２年　３月（１８８９）　地券廃止法
　土地台帳規則制定
明治２３年　２月（１８９０）　裁判所構成法制定
明治２６年１０月（１８９３）　収税署設置

府・県・藩
荘屋・戸長
府・県
所有権確認 課税台帳
市街地券 （府県庁）
所有権確認 課税台帳
郡村地券 （府県庁）
戸長役場
地所質入書入 割印簿 （戸長役場）
所有権確認 課税台帳
統一地券 （府県庁）
建物公証簿 （戸長役場）
１筆１地券
郡区役所 戸長役場
裏書式
所有権確認 課税台帳
裏書式 地券
土地公証簿 （戸長役場）
治安裁判所
地籍簿 課税台帳
裏書式地券 （郡役所）
地所・建物登記簿 （治安裁判所）
市役所 町村役場
地籍簿 課税台帳
土地台帳 （府県庁 郡役所）
区裁判所
収税署

明治３２年　２月（１８９９）　不動産登記法制定
明治３８年１１月（１９０２）　税務署設置
明治４１年　３月（１９０５）　地租条例改正（納税者に地上権者を加う）
大正　２年　４月（１９１３）　不動産登記法改正
昭和　６年　３月（１９３１）　地租法制定
昭和１５年　７月（１９４０）　家屋税法制定
昭和２２年　３月（１９４７）　土地台帳簿・家屋台帳法制定(地租法・家屋税法廃止)
　　５月　司法事務局設置
昭和２４年　６月（１９４９）　法務局・地方法務局設置
昭和２５年　７月（１９５０）　土地台帳法・家屋台帳法改正
昭和２６年　４月（１９５１）　不動産登記法改正
昭和３０年　６月（１９５５）　土地台帳様式の改正
昭和３４年　１月（１９５９）　土地台帳・家屋台帳様式の改正

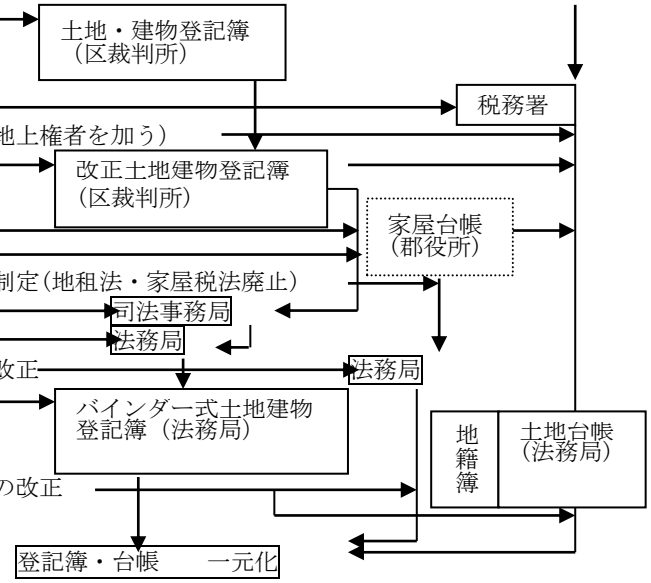

資料　３

尺貫法（度量衡法）について

現在でも不動産にかかわる部分では依然として，尺貫法による長さや広さの単位が日常的に使用されている。また，閉鎖登記簿や旧台帳の面積や官有地台帳等の長さの単位は，全て尺貫法による表記のため，この単位が理解できないと，過去の経緯を知る上で支障となる。

①　長さの単位

「間」を基本として，その下の単位が「尺」，さらにその下が「寸」となっている。

1間　＝　６尺　＝　６０寸　＝　１．８１８１８ｍ　とされている。

一般的には，１間＝１．８２ｍとして扱われることが多い。

（ただし，間については，地方によって長さが異なるところもある。

また、地租改正当時の測量の際、間竿の両端に「砂摺」を付けて測量されている場合があり、その結果、砂摺の厚みの分だけ、距離が長くなり、実際の１間と相違したまま図面が作成されているものもあるので、要注意。）

別の表記として、「分」が使用されている場合があり、この「分」は１０進法における分であって、「１０分＝１間」。よって、面積の単位の「歩」と混同しないこと。

②　広さの単位

「坪」を基本として，その下が「合」，さらに「勺」となり，坪の上の単位が「反」，さらに「町」となる。

また，坪とは違う呼称として，「畝」・「歩」があり，宅地以外はこの畝・歩をもって表示されていた。つまり，町・反・畝・歩という呼称は宅地以外に使用され，宅地については，全て坪で表示されていたのである。

この関係は，次のようになる。

１坪　＝　１０合　＝　１００勺

３０歩　＝　１畝　＝　３０坪

１０畝　＝　１反　＝　０．１町

これらの単位を平方メートルに書換るにあたっては，１坪＊４００／１２１の換算値を用いて計算され，現在の登記簿の面積とされた。

なお，１坪は１間＊1間とされており，通常不動産取引の現場においては，３．３㎡として使用されている。また、建物の間取り等も坪（逆にいえば「畳」）が主流となっているのは畳の大きさによるものである。

資料４

字句説明・難読・難解語一覧表

難読語	読み	意　　味	備考
敢テ	あえ・て	しいて。	
與ヘル	あた・える	①自分の物を他人に渡し，その人のものとする。やる。 ②あてがう。供給する。	与の旧字体
與ヘス	あた・えず	上記與ヘルの打消語	
恰モ	あたか・も	①まるで。ちょうど。さながら。 ②ちょうどその時。	
膺リ	あた・り	あたる。ひきうける。	
豫メ	あらかじ・め	事の起こる前から，そのつもりで。 前もって。かねて。	予の旧字体
謂ウ	い・う	話す。告げる。語る。説く。さす。指さす。 批評する。なづける。よぶ。	
雖モ	いえど・も	‥‥‥と言っても。	
如何	いかん いかに	どのように。どのようであるか。	
毫モ	いささか・も	すこし。わずか。	
聊	いささ・か	ほんのすこし。わずか。	
孰モ	いずれ・も	①どちら。どれ。なに。どこ。どちら。 ②何にしても。どのみち。どうせ。 そのうちに。近近に。	＝何れも
苟	いやしく・も	①かりそめにも。かりにも。 ②もしも。万一。	
所謂	いわゆる	世にいわれている。よくいう。	
況ンヤ	いわ・んや	言うにおよばず。もちろん。まして。 その上。	
窺フ	うかが・う	そっとのぞいて見る。そっと様子を見る。	
裡ニ	うち・に	うち。なか。	裏の俗字
云云 （云々）	うんぬん	①その事について，いろいろ言うこと。 ②引用した言葉の後を略す時使う語。 しかじか。	
措ク	お・く	すえる。そのままにしておく。	
凡ソ	およ・そ	①おおかた。たいてい。だいたい。 あらまし。 ②一般に。おしなべて。まったく。全然。	

難読語	読み	意　　味	備考
却テ	かえっ・て	反対に。逆に。	
斯ル	かか・る	こういう。こんな。	
斯ク	か・く	このように。このとおりに。こう。	
斯カル	し・かる	①こんな。このような。 ②はなはだしい。ひどい。	
曾テ	かつ・て	①前に。以前に。 ②≪打消しを伴って≫　全く。	＝嘗て ＝都て
假ニ	かり・に	①以下に仮定を置くときに用いる語。 もしも。 ②まにあわせに。暫定的に。こころみに。	仮の旧字体
看過	かんか	見のがすこと。見すごすこと。	
稽へ	かんが・え	①実情を調べだす。吟味する。 ②糺明して罪する。勘当する。 ③勘定して明らかにする。究明する。 ④易などによって事を判断する。 ⑤学ぶ。学習する。 ⑥思考をめぐらす。あれこれと思量する。思案する。	
看取	かんしゅ	事情などを察知すること。	
帰一	きいつ	幾つか違ったものが，結局は１つのものに帰着すること。	
羈束	きそく	束縛して自由を与えないこと。	
窺知	きち	様子をうかがい知る。	
鞏固	きょうこ	しっかりして堅い。	＝強固
挙証	きょしょう	証拠をあげること。	
擬律	ぎりつ	裁判所が法規を具体的な事件に適用すること。	
繋爭	けいそう	両者がお互いに争うこと。	＝係争
蓋シ	けだ・し	考えてみるのに。思うのに。ひょっとしたら。あるいは。たいてい。	推定する時に使う。
茲に	ここ・に	さて。そこで。	
悉ク	ことごと・く	残らず。すべて。みな。	
殊ニ	こと・に	普通と違って。とりわけ。中でも。特に。	
	こと		
曩ニ	さき・に	以前。むかし。前。	＝先に
参酌	さんしゃく	他と比べ合わせて参考にすること。	
爾カ爾カ	し・か・じ・か	このように。これ。このような。 うんぬん。	然然を引用

難読語	読み	意　　味	備考
爾ラザル	しか・らざる	そうでない。	
而モ	しか・も	①その上。なお。 ②それにもかかわらず。	
而シテ	しこう・して	そうして。それから。	
然ルニ	しか・るに	それなのに。	
然モ	しか・も	そのように。それほどまでにも。	
循ヒテ	したが・いて	よる。言うことをきく。	
隨テ	したがっ・て	たびごとに。	随の旧字体
失當	しっとう	適当でないこと。当を得ていないこと。 不当。	＝失当
〆	して		
至當	しとう	きわめて当然　または　適当なこと	＝至当
首肯	しゅこう	うなずくこと。もっともだと納得し認めること。	
出捐	しゅつえん	当事者の一方がその意思に基づいて財産上損失をして他方に利得させること。	
證據	しょうこ	事実・真実を証明するよりどころ。 あかし。	＝証拠
叙上	じょじょう	前に述べたこと。	
敍説	じょせつ	自分の考えを説くこと。	叙の旧字体
斥ケ	しりぞ・け	拒む。採用しない。	
不盡	ふじん	つきないこと。十分につくさないこと。	＝不尽
判例記載例：審理不盡理由不備（しんりふじんりゆうふび）			
頗ル	すこぶ・る	たいそう。非常に。	
杜撰	ずさん	誤りが多く，いい加減なこと。	
則チ	すなわ・ち	上の文を受けて下の文をおこす接続詞。 『―すれば』の形の句を受けて　その時は	
即チ	すなわ・ち	言いかえれば。とりもなおさず。	
接壤	せつじょう	土地が接近していること。 また，ある土地と接近している土地。	
截然	せつぜん	区別がはっきりしていること。	
漸次	ぜんじ	次第に。だんだん。	
前敍	ぜんじょ	前に述べた。	叙の旧字体
叢林	そうりん	①木が群がってはえている，はやし。 ②僧林。	
惣領	そうりょう	①家の名跡をつぐ者。あと取り。 ②全体をまとめて管理すること。	＝総領

難読語	読み	意　　味	備考
措信	そしん	信用する	司法用語
率由	そつゆう	従い由ること。従うこと。	
𠫓	その		
岨道	そわみち そばみち	けわしい山道。そばじ。	 ＝岨路
夫レ	そ・れ	文章を起こす最初に使う語。 ある話題を持ち出す予告である。なお口調を整えるのにも使う。	
抑モ	そもそも	①物事を説き起こすときなどに文の冒頭に用いる語。いったい。 ②はじまり。最初。おこり。	
縦令	たとい （たとえ）	かりに･･･としても。 よしや･･･であっても。	
假令	たとい	もし。かりに。よしや。	仮の旧字体
	けりょう	①考えてみたところ。大体。おおよそ。 ②たとえば。 ③さいわいに。偶然。	
例令ハ	たとえ・ば		
知悉	ちしつ	知りつくすこと。細かい点まで知っていること。	
稠密	ちゅうみつ	多く集まってこみあっていること。	
直截	ちょくせつ	①ためらうことなく，すぐ決裁すること。 ②まわりくどくないこと。	
勅令	ちょくれい	明治憲法下，帝国議会の協賛を経ず，天皇の大権により発せられた命令で，一般の国家事務に関して法規を定めたもの。	緊急勅令。貴族院令など。
夙ニ	つと・に	①朝早く。早朝に。 ②早くから。以前から	
牴觸	ていしょく	矛盾を起こすこと。また，法律や規則にふれること。	＝抵触
𣏌	とき		
𣏐	とも		
乍ラ	なが・ら	…ではあるが。…しつつ。	
做ス	な・す	つくりあげる。かまえる。しでかす。	作の俗字
竝	ならび	２つの物事を並べあげるのに用いる語。 および。かつ。また。	並の旧字体
貽ス	のこ・す	伝えのこす。	遺の意

難読語	読み	意　　味	備考
背馳	はいち	そむくこと。反対になること。	
背戻	はいれい	道理にそむく。そむき，さからう。	
甫メテ	はじ・めて	あたらしく。　新たに。 最初に。	＝始めて ＝初めて
將又	はたまた	それともまた。もしくは。	
畢竟	ひっきょう	つまるところ。結局。	
謬論	びゅうろん	まちがった議論。	
汎ク	ひろ・く		
不盡	ふじん	十分につくさない。つきない。	
吻合	ふんごう	物事がぴったり合うこと。	
刎捨	ふんじゅう	首をはねて捨てる－－→切捨	地租改正条例細目に有
可カラズ	べ・からず	「べし」の打消し。いけない，すべきでない等，禁止の意を表わす。	
可ク	べ・く	「べし」の連用形。口語では，多く，･･･ために，しようとしての意。	
殆ンド	ほと・んど	①大方。大略。 ②今少しで。すんでのことで。	
枚挙	まいきょ	１つ１つ数えあげること。	
洵ニ	まこと・に	いつわりなく。ほんとうに。	
況して	ま・して	①あるが上にも。さらに一段と。 なおさら。ことさら。 ②いうまでもなく。勿論。いわんや。	増しての意
先ツ	まず	さきに。最初に。 ともかく。まあ。恐らく。	
亦	また	他にも述べる事があり，それを続けて言う時に使う。　その上に。かつ。 それはそれとして。あるいは。または。	
竢タサル	ま・たざる	竢つ（まちうける。）の打消語	俟の古字
俟タサル	ま・たざる	俟つ（頼みとする。用意して備える）の打消語	
儘	まま	ままよ。まかせる意。 そのまま。思いどおり。	
漫然	まんぜん	これという目的や意識を持たず，とりとめのないさま。ぼんやり。	
猥リニ	みだ・りに	身分にかまわず。むやみに。やたらに。	
看做ス	みな・す	これこれだ，と判定または仮定する。	
寧ロ	むし・ろ	それよりこれを選ぶ，そう言うよりこう言った方がいい，の意を表す語。 どちらかと言えば。いっそ。	
將	もって	もちいて。	将の旧字体

難読語	読み	意　　味	備考
尤モ	もっと・も	①道理にかなっていること。 ②とは言うものの。ただし。	
専ラ	もっぱ・ら	その事ばかり（に打ち込むさま）。 いちずに。	
固ヨリ	もと・より	①初めから。以前から。本来。 ②いうまでもなく。もちろん。	＝元より ＝素より
稍	やや	少し。（地租改正細目条例に記載有）	
所以	ゆえん	いわれ，わけ	
仍テ	よっ・て	もとのままにしたがう。	
因テ	よっ・て	そういうわけで。そのために。	
拠テ	よっ・て	『據ル』を参照	
據ル	よ・る	すがる。たよる。もとづく。	拠の旧字体
稟議	りんぎ	関係者間に回付し，承諾を求めること。	
録取	ろくしゅ	記録をとること。記録すること。	
亙ル	わた・る	引き続く。影響が及び関係する。 ≪動詞連用形に付いて≫広く及ぶ。	

土地制度についての難解用語

紀要（きよう）
大学・研究機関などで定期的に出す研究論文集。（大辞林国語辞書）

切添（きりぞえ）
私に請地の傍を開墾併有すること。（境界確定事件に関する研究　司法研修所 43 頁）

口分田（くぶんでん）
律令制で、班田収授法によって、六歳以上のすべての民に授けられた終身使用・用益を許された田。良民男子は一人に二段（約 22 アール）、女子はその三分の二。賤民のうち、官有の官戸・公奴婢(くぬひ)は良民と同額、私有の家人・私奴婢は良民男子の三分の一が授けられた。官戸・公奴婢のものを除いて、すべて輸租田（大辞林国語辞書）

毛上（けじょう）
山林・田畑における樹木・作物などのように、地面上の天産物を地面と区別していう語。（大辞林国語辞書）

検地（けんち）
年貢高・諸役などを算定するために農民の田畑などを測量・調査すること。部分的なものは戦国時代にも行われたが、豊臣秀吉によって全国的に実施され、江戸幕府・諸大名に受け継がれた。竿入れ。縄打ち。縄入れ。地検。（大辞林国語辞書）

貢租（こうそ）
みつぎもの。年貢。（大辞林国語辞書）

国司（こくし）
律令制で、中央から派遣され、諸国の政務を管掌した地方官。守(かみ)・介(すけ)・掾(じよう)・目(さかん)の四等官と史生(ししよう)を置いた。その役所を国衙(こくが)、国衙のあるところを国府といった。狭義には守（長官）のみをさす。国宰。くにづかさ。くにのつかさ。（大辞林国語辞書）

沽券（こけん）
土地・家屋などの財産の売買の際に売り主から買い主に与える売り渡し証文。売券(ばいけん)。沽却状(こきやくじよう)。（大辞林国語辞書）

５公５民（ごこうごみん）
江戸時代、収穫の半分を年貢として徴収し、残りの半分を農民のものとすること。　４公６民＝江戸時代の年貢率。田畑の収穫量の四割を租税として納め、六割を個人の収入とするもの。（大辞林国語辞書）

戸長（こちょう）
1872 年（明治 5）大区・小区制による地方制度改革で、小区ごとに置かれた役人。従来の庄屋・

名主から選ばれ、一般行政事務を扱った。89 年市町村制施行により町・村長と改称。（大辞林国語辞書）

細見竹（さいみだけ）
江戸時代の検地の道具の一。四本の竹竿の頭に藁(わら)をつけ、四隅に立てて目標とした。（大辞林国語辞書）

竿入れ（さおいれ）
江戸時代、間竿(けんざお)で土地面積を測ること。さおうち。けんちうち。（大辞林国語辞書）

竿取り（さおとり）
間竿(けんざお)をとって検地をすること。また、その役職。（大辞林国語辞書）

丈量（じょうりょう）
田畑などの土地の広さを測量すること。また、その広さ。（大辞林国語辞書）

成斤（せいきん）
古代，租稲の計量に用いた量無の名。稲１束，すなわち籾で今の約４升が取れる稲束の量を成斤の１斤とする。（広辞苑）

大化の改新（たいかのかいしん）
645 年（大化 1）、中大兄皇子（のちの天智天皇）・中臣（藤原）鎌足らが蘇我氏を打倒して始めた古代政治史上の一大改革。蘇我蝦夷(えみし)・入鹿(いるか)父子を滅ぼした中大兄皇子は孝徳天皇を即位させ、自らは皇太子として実権を握った。翌年、公地公民制、地方行政組織の確立、戸籍・計帳の作成と班田収授法の施行、租・庸・調の統一的税制の実施を中心とした改新の詔(みことのり)を発布し、氏姓制度による皇族・豪族の支配を否定して、中央集権的支配の実現へと向かった。大化の新政。（大辞林国語辞書）

大区（だいく）
明治初期、地方行政区画を大区と小区に分けたもののうちの一。大区に区長を、小区に戸長を置いた。（大辞林国語辞書）

太閤検地（たいこうけんち）
1582 年（天正 10）以降、豊臣秀吉が全国的に行なった統一的な検地。実際に土地の丈量調査を行い、従来貫高で示されていた田畑を石高（生産高）で示すように改めた。また、六尺三寸四方を一歩として三〇〇歩を一段とする段歩制を採用、耕地を上・中・下・下々の等級に分け、使用枡(ます)を京枡に統一、村ごとに検地帳を作って直接耕作農民の名を記し、耕作権を保証するとともに年貢負担者とするなど、従来の検地に比べて、規模・方法ともにまったく一新した画期的な事業となった。天正の石直し。（大辞林国語辞書）（大辞林国語辞書）

大宝律令（たいほうりつりょう）
日本古代の基本法典。701 年（大宝 1）制定。律六巻、令一一巻。刑部(おさかべ)親王・藤原不比等らの撰。七世紀以来の諸制度の法的整備を示し、757 年養老律令施行までの国家の基本法とな

った。現存しないが、養老令の注釈書「令集解(りようのしゆうげ)」などによりその一部が知られる。（大辞林国語辞書）

太政官（だじょうかん　おおいまつりごとのつかさ）
(1)律令制における国政の最高機関。議政官としての左右大臣・大納言（のち令外官として中納言・参議・内大臣が加わる）のもとにその直属の事務部局たる少納言局と、太政官と八省以下の官司を結んでその指揮運営の実際をつかさどる左右弁官局の三局が置かれるという複合的構造をもつ。おおいまつりごとのつかさ。
(2)明治政府初期の最高官庁。1868年（慶応4）1月設置。初め議政以下七官を置き、69年（明治2）に二官六省制、71年に三院八省制と改革され、85年内閣制度発足とともに廃止された。一般に古代律令制のものと区別して、慣習的に「だじょうかん」と読まれる。（大辞林国語辞書）

太政官布告（だじょうかんふこく）
明治初期、太政官が公布した公文書。法令の形式として用いられ、1873年（明治6）以降は一般国民に対して発するものだけをいう。86年の公文式の制定により廃止。（大辞林国語辞書）

立毛（たちげ）
田畑で生育中の農作物。主として稲についていう。（大辞林国語辞書）

地租改正（ちそかいせい）
明治政府による土地・租税制度の改革。1872年（明治5）田畑売買禁止令を解き地券を発行、翌年地租改正条例を定めて土地所有権確定、土地丈量・地価算定・新地券交付を行い、税率を地価の3パーセントの金納とした。これによって政府の財政的基礎が確立した一方、地主・小作の関係は強化された。（大辞林国語辞書）

勅令（ちょくれい）
旧憲法下の法形式の一。帝国議会の協賛を経ずに、天皇の大権によって制定・公布された命令。緊急勅令・貴族院令など。（大辞林国語辞書）

坪刈（つぼがり）
田畑の全体の収穫量を推定するために、一坪だけ稲などを刈ってみること。歩刈(ぶが)り。（大辞林国語辞書）

幕藩体制（ばくはんたいせい）
江戸幕府と、その支配下にありながら独立の領地をもつ諸藩とを統治機関とする封建的な政治体制。領国と兵農分離のもとで、幕府・諸藩が領主として、本百姓から米を主とする現物年貢を直接収奪する社会関係を基本とする。（大辞林国語辞書）

版籍奉還（はんせきほうかん）
1869年（明治2）諸藩主が領地（版）と人民（籍）を朝廷に返還した藩解体政策の第一歩。木戸孝允・大久保利通らの画策により、まず薩長土肥の四藩主が奉還し、他藩もこれにならった。政府は全国の支配権をその手におさめ、藩主を知藩事に任命、以後、廃藩置県など中央集権化を推進した。（大辞林国語辞書）

境界鑑定関連用語集

額縁分筆

隣接地所有者の境界確認を受けられない場合とか，容易に受けにくい場合等に，後に申請する地積更正登記を安易に申請するため，周囲（額縁のように）を先ず分筆し，隣接地境界確認作業を逃れる手法。昭和５０年代まで見受けられたが，現在はあり得ないし，あってはならない。
表示登記制度を根幹から覆す手法であり，図上（机上）分筆と並び歴史的に表示登記の信頼を著しく失墜させた事例。

基準地積

土地区画整理では期日を定めて，登記簿上の面積とは別に，所有者の区画整理前の土地の面積を，実態にあわせ定めることとしている。これにより定められた土地の面積を「基準地積」という。

境界木

山林などの境界標としては，石などよりは，むしろ木の方が優れていて適当なため，山林の境界標に境界木が用いられていることが多く，各地方の気候，風土あるいは山林の形状，林相，慣習その他に応じて適切なものが選択されている。
例えば北海道・とどまつ，からまつ，東北，関東・うつぎ，うしころし，マサキ，中部，近畿・しょうごい，あせび，中国，四国・もみ，まつ，ひいらぎ，九州・きんちく，あすなろ，はぜ，たぶのき等である。

畦畔

あぜ，くろ

地籍

土地の位置，種類，面積などを調査・測量し，その結果を所有権者等と共に公示すること。いわば人間の戸籍にあたる。情報の正確な把握，公示，利活用などについて総合的な視点からとらえている。

地租

徳川時代の田租を継承し，明治６年（1873）の地租改正で近代的形態をとるに至った国税で，土地に対してその価格を課税標準として課された。その根拠法は，明治１７年以降は地租条例（太告７）であり，昭和６年以降は地租法（法 28）である。
現固定資産税の原点にもなっている。

地相

土地のありさま，地形

堤塘

堤防

登詰

谷筋のうち一番高いところへ達する意味（文政２年に作成された境界協定書記載）

縄延び

実際の段（反）別が従前の帳簿に記載された段（反）別より多いこと，又再検地して余分の段（反）別を測りだすこと。竿延びともいう。
当時の測量が水縄や間竿の測量器具により計測された名残り。

縄縮みは，反対語

二線引畦畔

耕地間に介在する畦畔。のり地等の俗称。公図に２本の実線で帯状に囲まれた無地番の畦畔であることから二線引畦畔と呼ばれている。

年輪

樹木の横断面に見える同心状の円輪

分水界

二つ以上の河川の流れを分ける境界

分水嶺

分水界となっている山脈

明認法

木や果実などの所有権を明らかにするために，表面を削って所有者の名前を書いたり果樹園に縄を張って立て札をしたりすること。（この方法で権利を主張できるのは所有権のみ）

メガネ地

公図上，一筆一個の土地が水路・道路等の長狭物を挟んで，それぞれ飛び地として存在する場合に，一体性のある土地であることを示すため〇⌒〇印（メガネ地）でもって両地を結んでいる土地をいう。

林相

植林の状況，樹齢，樹種，植林時期

資料　5

所有権確認訴訟と境界確定訴訟の相違点一覧表

訴訟類型	所有権の範囲の確認訴訟	境界確定訴訟
①争いの対象	所有権の及ぶ範囲	地番と地番の筆界
②訴訟の性質	所有権の範囲を確認するための訴訟＝所有権はどう処分しようと自由	公的に設定されたはずの筆界を探しだし，不明のときは，改めて引きなおす作業
③訴訟の本質論	民事訴訟としての確認訴訟⇒家屋所有権確認訴訟と同じ	非訟事件（形式的形成訴訟）⇒ｅｘ．遺産分割の裁判に似る
④裁判外の解決	自由（私的自治が原則ゆえ，話し合いによる解決が建前）	裁判外で境界の合資をすることはできない（筆界の合意としては無効）
⑤証拠が乏しいとき	原告の請求を棄却する･･･証拠がなければ請求を認容できない（その結果，境界が引けなくとも良い）	裁判所はどこかに筆界を引き直さなければならない（被告は請求棄却を求めてはならない）
⑥話し合いによる解決	和解できる（「所有権の自由」の当然の帰結）	できない（和解したいときは境界確定訴訟から所有権確認訴訟に交換的に変更する）
⑦職権による証拠調べ	できない（弁論主義･･･処分の自由の訴訟的投影）	できる（筆界･･･公的存在ゆえ ただし異説ある）
⑧自白の拘束力	ある（弁論主義）	ない（弁論主義の適用なし）
⑨認諾･請求の放棄･調停ができるか	できる（処分権主義）	できない（処分権主義の適用なし）
⑩反訴を提起することの当否	提起できる（反訴を提起しないと。自己に有利な境界線を引いてもらえない）	提起できない（裁判所は，当事者の主張にとらわれずに筆界線を引く）
⑪原告が自己の主張する境界線を特定しないことの効果	請求の趣旨において，主張の境界線を特定しないと，請求が不特定となり，訴え却下	主張の筆界線を特定しなくても，「Ａ番とＢ番の境界の確認を求める」でよい
⑫控訴審での不利益変更禁止（民訴385）の適用の有無	適用あり（被控訴人が有利に変更してもらいたいときは，付帯控訴をする必要がある）	適用なし（上記⑩⑪と同じ理由による）
⑬判決の効力は第三者に及ぶか	及ばない（民事訴訟法は，当事者間の紛争の個別的・相対的解決を目的とする）	及ぶ（公的存在としての筆界線はだれとの関係でも不変だから）
⑭境界の一点を三者が共有するとき	Ａ対Ｂ，Ｂ対Ｃ，Ｃ対Ａの訴訟で相対的に解決すればよい（固有必要的共同訴訟ではない）	（判例＝左に同じ）（理論的には，徹底しないが訴訟が際限なく広がるのを防ぐため）
⑮判決主文を見て両者を見分ける方法	「Ａ所有地とＢ所有地の境界を････と確認する」となる 「その余の請求を棄却する」あり得る	「Ａ番とＢ番の境界を････とする」となる 「その余の請求を棄却する」あり得ない

「土地家屋調査士　Ｎｏ483　P9」より転載

（法務省法務総合研究所第三部長（当時）寶金敏明氏講演録）